

経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局発表
令和5年10月31日

担 当	京都労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 堀 記子
	過重労働特別監督監理官 高塚 知紀
	電話 075-241-3214

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

京都労働局(局長 赤松 俊彦)においても、月間中に、府民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などの取組を行います。

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

民間団体と連携して「過労死等防止対策推進シンポジウム」を下記のとおり開催します。
無料で、どなたでも参加できます。

開催日時 **令和5年11月24日(金) 13時30分～16時20分** (受付13時～)

開催場所 池坊短期大学 洗心館 B1F こころホール

参加申込 事前に下記ホームページからお申し込みください。

【過労死等防止対策推進シンポジウム】

http://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/page_kyoto.html



2 「過重労働解消キャンペーン」の実施

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの取組の一環として、使用者団体や労働組合に対しキャンペーンへの協力要請を行います。また、11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」でもあることから、大企業・親事業者の長時間労働削減等の取組が、下請等中小事業者に「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、併せて協力要請等を行います。

(2) 京都労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

京都労働局長が長時間労働削減に向けた取組を行う管内企業と意見交換を行い、好事例の収集や・取組事例の紹介を行います。

(3) 重点監督を実施します

過重労働の撲滅に向けて、長時間労働などが疑われる企業等に対して、重点的な監督指導を実施します。

(4) 「特別労働相談」を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：令和5年11月3日(金・祝) 9時～17時

フリーダイヤル：0120-7^{なくしましょう}94-7^{長い残業}13

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、11月1日・2日・6日・7日を「過重労働相談受付集中期間」とし、京都労働局及び管下各労働基準監督署において、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたる御相談に対応します。また、労働条件相談「ほっとライン」(委託事業)でも御相談に対応しています。

ア 京都労働局及び管下各労働基準監督署 (開庁時間 平日8時30分～17時15分)

イ 労働条件相談ほっとライン (委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル **はい！** ろうどう
0120-811-610 平日17時～22時、土日・祝日9時～21時

別添1：「過労死等防止啓発月間」リーフレット

別添2：「過労死等防止対策推進シンポジウム」リーフレット

別添3：「過重労働解消キャンペーン」リーフレット

別添4：「しわ寄せ防止キャンペーン月間」リーフレット